

## 〔評価結果の公表様式〕

### 愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

#### ①第三者評価機関情報

|  |
|--|
| 評価機関名：特定非営利活動法人 中部社会福祉第三者評価センター<br>(認証番号:19地福第4073-2号) |
| 訪問調査 平成20年11月19日(水)<br>実施日：                            |

#### ②事業者情報

|  |   |
|--|---|
| 名称:(法人名)岡崎市(社会福祉法人岡崎市福祉事業団)<br>(施設名)岡崎市福祉の村知的障害児療育センター若葉学園 | 種別:(施設種別)知的障害児通園施設<br>(基準の種類)児童福祉施設(保育所版) |
| 代表者氏名:(施設長)菅野 るり子  | 定員(利用人数):35名                              |
| 所 在 地:〒444-0011<br>愛知県岡崎市欠町字清水田7番地1                        | TEL 0564-21-6431                          |

#### ③総評

|  |
|--|
| ◇特に評価の高い点  |
| 市の管理委託者及び指定管理者制度として13年の実績があり、地域社会における知名度は高い。市からの助成は受けているものの、法人(事業団)独自での経営基盤の確立を目指し、10年の長期計画を作成している。管理者は市からの派遣の立場ではあるが、事業所のトップとしての責任感が強く職員に対する指導力は高い。管理者始め職員に至るまで、改善意識の高さが顕著であり、今回の第三者評価受審を通してサービスの質を向上させようとの思いが伝わってくる。             |
| 今年度より看護師の増員が認められ、職員の配置も手厚いことから家族アンケートでも高い評価を得ている。個別支援計画の作成には保護者も深く関わっており、支援計画の中に家庭での役割も盛り込まれている。交流保育や社会見学等の事業所外活動においては、利用者の安全部への細かな配慮が見られた。部分的には不足した手順もあるが、日々の支援には支障をきたすほどではなく、毎年度の期首には手順の定期的な見直しが行なわれており、職員への周知も的確に行なわれている。       |
| ◇改善を求める点   |
| 法人の事業計画を受け事業所独自の計画を策定しているが、そのほとんどは利用者の療育に関するものであり、職員の能力開発や実習生受け入れ、ボランティア受け入れ等に関する事業所としての方向性を示す方針や具体的な計画は確認できなかった。また、事業内容の特殊性から地域住民全般への汎用性は低い。そのため独自に地域の福祉ニーズを調査・把握することは行なっておらず、市・行政からの情報に頼っている。事業所のもつ機能やノウハウを地域へ還元するための取り組みに期待したい。 |
| ※知的障害児療育センター「若葉学園」第三者評価受審について<br>「若葉学園」の行うサービスが現在の障害福祉施設版の評価基準では対応しきれないため、協議の上、保育所版で対応することとした。具体的な方法として、「保育所版」の評価項目を網羅し、内容について障害福祉施設版の項目を加味した上で評価を行った。   |

#### ④第三者評価結果に対する事業者のコメント

|  |
|--|
| 今回第三者評価を受けるにあたり、臨時職員を含めた全職員で現状の把握を行ないながら自己評価をする機会を設けました。それにより、職員の自分たちの施設に対する改善意識がより高められたと思います。<br>実際の評価ランクだけではなく、自己評価と第三者評価の差がある部分についても注目し、評価をしていただいた点はより高い目標をもち、改善を指摘された点についてはどう改善していくのか、その手順を含めて職員間で検討していき、よりよいサービスを提供していくことができるよう今後も継続して取り組んでいきたいと思います。 |
|--|

#### ⑤評価項目(細目)の第三者評価結果(別添)

(別添)

# 評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(85項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

## 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

### I -1 理念・基本方針

|                                |                                  | 第三者評価結果 |   |         |
|--------------------------------|----------------------------------|---------|---|---------|
| I -1-(1) 理念、基本方針が確立されている。      |                                  |         |   |         |
| I -1-(1)-① 理念が明文化されている。        | I -1-(1)-① 理念が明文化されている。          | 保 1     | Ⓐ | ・ b ・ c |
|                                | I -1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。  | 保 2     | Ⓐ | ・ b ・ c |
| I -1-(2) 理念、基本方針が周知されている。      |                                  |         |   |         |
| I -1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。 | I -1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。   | 保 3     | Ⓐ | ・ b ・ c |
|                                | I -1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。 | 保 4     | a | ・ Ⓐ ・ c |

### I -2 計画の策定

|                                  |                                     | 第三者評価結果 |   |         |
|----------------------------------|-------------------------------------|---------|---|---------|
| I -2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。 |                                     |         |   |         |
| I -2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。       | I -2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。          | 保 5     | a | ・ Ⓐ ・ c |
|                                  | I -2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。 | 保 6     | Ⓐ | ・ b ・ c |
| I -2-(2) 計画が適切に策定されている。          |                                     |         |   |         |
| I -2-(2)-① 計画の策定が組織的に行われている。     | I -2-(2)-① 計画の策定が組織的に行われている。        | 保 7     | Ⓐ | ・ b ・ c |
|                                  | I -2-(2)-② 計画が職員や利用者に周知されている。       | 保 8     | Ⓐ | ・ b ・ c |

### I -3 管理者の責任とリーダーシップ

|                                       |   | 第三者評価結果 |   |         |
|---------------------------------------|---|---------|---|---------|
| I -3-(1) 管理者の責任が明確にされている。             |   |         |   |         |
| I -3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。  | I -3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。      | 保 9     | Ⓐ | ・ b ・ c |
|                                       | I -3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。   | 保 10    | Ⓐ | ・ b ・ c |
| I -3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。         |   |         |   |         |
| I -3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。 | I -3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。     | 保 11    | Ⓐ | ・ b ・ c |
|                                       | I -3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。 | 保 12    | Ⓐ | ・ b ・ c |

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### II-1 経営状況の把握

|                              |   | 第三者評価結果 |           |
|------------------------------|---|---------|-----------|
| II-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。 |   |         |           |
|                              | II-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。        | 保 13    | a · ⑥ · c |
|                              | II-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。 | 保 14    | a · ⑥ · c |
|                              | II-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。                  | 保 15    | a · ⑥ · c |

### II-2 人材の確保・養成

|                                 |   | 第三者評価結果 |           |
|---------------------------------|---|---------|-----------|
| II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。       |   |         |           |
|                                 | II-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。                         | 保 16    | ④ · b · c |
|                                 | II-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。                          | 保 17    | a · ⑥ · c |
| II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。     |   |         |           |
|                                 | II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。             | 保 18    | a · ⑥ · c |
|                                 | II-2-(2)-② 福利厚生事業に積極的に取り組んでいる。                              | 保 19    | ④ · b · c |
| II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。 |   |         |           |
|                                 | II-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。                        | 保 20    | a · ⑥ · c |
|                                 | II-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。 | 保 21    | a · ⑥ · c |
|                                 | II-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。                     | 保 22    | a · ⑥ · c |
| II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。     |   |         |           |
|                                 | II-2-(4)-① 実習生の受入れに対する基本的な姿勢を明確にし、体制を整備している。                | 保 23    | a · b · ④ |
|                                 | II-2-(4)-② 実習生の育成について積極的な取組を行っている。                          | 保 24    | ④ · b · c |

## II-3 安全管理

|   |      | 第三者評価結果   |
|---|------|-----------|
| II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。                             |      |           |
| II-3-(1)-① 緊急時(事故、感染症の発生時など)の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。      | 保 25 | Ⓐ · Ⓑ · Ⓒ |
| II-3-(1)-② 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。                      | 保 26 | ⓐ · Ⓑ · Ⓒ |
| II-3-(1)-③ 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。          | 保 27 | ⓐ · Ⓑ · Ⓒ |
| II-3-(1)-④ 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。              | 保 28 | Ⓐ · Ⓑ · Ⓒ |
| II-3-(1)-⑤ 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。 | 保 29 | ⓐ · Ⓑ · Ⓒ |
| II-3-(1)-⑥ 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。          | 保 30 | ⓐ · Ⓑ · Ⓒ |
| II-3-(1)-⑦ 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。               | 保 31 | ⓐ · Ⓑ · Ⓒ |
| II-3-(1)-⑧ 不審者の進入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。               | 保 32 | ⓐ · Ⓑ · Ⓓ |

## II-4 地域との交流と連携

|   |      | 第三者評価結果   |
|---|------|-----------|
| II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。                 |      |           |
| II-4-(1)-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。            | 保 33 | Ⓐ · Ⓑ · Ⓒ |
| II-4-(1)-② 保育所が有する機能を地域に還元している。             | 保 34 | ⓐ · Ⓑ · Ⓓ |
| II-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。 | 保 35 | ⓐ · Ⓑ · Ⓒ |
| II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。                  |      |           |
| II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。                 | 保 36 | Ⓐ · Ⓑ · Ⓒ |
| II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。             | 保 37 | Ⓐ · Ⓑ · Ⓒ |
| II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。               |      |           |
| II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。                 | 保 38 | ⓐ · Ⓑ · Ⓒ |
| II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。        | 保 39 | ⓐ · Ⓑ · Ⓓ |

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

|  |      | 第三者評価結果   |
|--|------|-----------|
| Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。  |      |           |
| Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。                                 | 保 40 | a · b · c |
|  | 保 41 | a · b · c |
| Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。  |      |           |
| Ⅲ-1-(2)-① 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共に理解を得るなど利用者満足の向上を意図した仕組みを整備している。 | 保 42 | a · b · c |
|  | 保 43 | a · b · c |
| Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。   |      |           |
| Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。  | 保 44 | a · b · c |
|  | 保 45 | a · b · c |
|  | 保 46 | a · b · c |

### Ⅲ-2 サービスの質の確保

|  |      | 第三者評価結果   |
|--|------|-----------|
| Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。                   |      |           |
| Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。          | 保 47 | a · b · c |
|  | 保 48 | a · b · c |
|  | 保 49 | a · b · c |
| Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。                 |      |           |
| Ⅲ-2-(2)-① 個々のサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。 | 保 50 | a · b · c |
|  | 保 51 | a · b · c |
| Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。                     |      |           |
| Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。          | 保 52 | a · b · c |
|  | 保 53 | a · b · c |
|  | 保 54 | a · b · c |

### III-3 サービスの開始・継続

|   |      | 第三者評価結果 |         |
|---|------|---------|---------|
| III-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。                        |      |         |         |
| III-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。             | 保 55 | a       | ・ b ・ c |
|   | 保 56 | (a)     | ・ b ・ c |
| III-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。                     |      |         |         |
| III-3-(2)-① 保育所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。 | 保 57 | (a)     | ・ b ・ c |

### III-4 サービス実施計画の策定

|                                      |      | 第三者評価結果 |         |
|--------------------------------------|------|---------|---------|
| III-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。         |      |         |         |
| III-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。 | 保 58 | (a)     | ・ b ・ c |
|                                      | 保 59 | (a)     | ・ b ・ c |
| III-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。   |      |         |         |
| III-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。      | 保 60 | (a)     | ・ b ・ c |
|                                      | 保 61 | (a)     | ・ b ・ c |

### III-5 保育の固有サービス

|   |      | 第三者評価結果     |  |
|---|------|-------------|--|
| III-5-(1) 健康管理・食事サービスが適切に行われている。  |      |             |  |
| III-5-(1)-① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。          | 保 62 | a · b · c   |  |
| III-5-(1)-② 健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。                    | 保 63 | (a) · b · c |  |
| III-5-(1)-③ 食事を楽しむことができる工夫をしている。  | 保 64 | (a) · b · c |  |
| III-5-(1)-④ 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。                         | 保 65 | (a) · b · c |  |
| III-5-(1)-⑤ 子どもの食生活について、家庭と連携しているか。                                       | 保 66 | (a) · b · c |  |
| III-5-(1)-⑥ 専門医から指示があった場合、アレルギー疾患を持つ子どもの状況に応じて適切な対応を行っている。                | 保 67 | (a) · b · c |  |
| III-5-(2) 保育環境が適切に整備されている。  |      |             |  |
| III-5-(2)-① 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。                                   | 保 68 | a · b · c   |  |
| III-5-(2)-② 生活の場に相応しい環境とする取組を行っている。                                       | 保 69 | (a) · b · c |  |
| III-5-(3) 保育内容が適切に行われている。   |      |             |  |
| III-5-(3)-① 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。                                  | 保 70 | (a) · b · c |  |
| III-5-(3)-② 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対処している。                    | 保 71 | (a) · b · c |  |
| III-5-(3)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。                                      | 保 72 | (a) · b · c |  |
| III-5-(3)-④ 身近な自然や社会と関わるような取組がなされている。                                     | 保 73 | (a) · b · c |  |
| III-5-(3)-⑤ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。                                 | 保 74 | (a) · b · c |  |
| III-5-(3)-⑥ 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮されている。                                    | 保 75 | (a) · b · c |  |
| III-5-(3)-⑦ 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している。              | 保 76 | (a) · b · c |  |
| III-5-(3)-⑧ 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。                       | 保 77 | (a) · b · c |  |
| III-5-(3)-⑨ 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。                             | 保 78 | 非該当         |  |
| III-5-(3)-⑩ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。                        | 保 79 | 非該当         |  |
| III-5-(3)-⑪ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。                            | 保 80 | 非該当         |  |
| III-5-(3)-⑫ 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を考慮しながら行っている。               | 保 81 | 非該当         |  |
| III-5-(4) 入所児童の保護者の育児支援が適切に行われている。  |      |             |  |
| III-5-(4)-① 一人ひとりの保護者と、日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。                          | 保 82 | (a) · b · c |  |
| III-5-(4)-② 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。                             | 保 83 | (a) · b · c |  |
| III-5-(4)-③ 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに所長まで届く体制になっている。           | 保 84 | a · (b) · c |  |
| III-5-(4)-④ 虐待を受けていると疑われている子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。 | 保 85 | a · (b) · c |  |